

## 第二相扶の郷居宅介護支援事業所 重要事項説明書 (介護予防支援)

当事業所はご契約者に対して介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービス利用は、要支援認定「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象になります。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	6
8. 事故発生時の対応について	7
9. 個人情報の保護（秘密保持）	7
10. 公正中立なケアマネジメントの実施について	7
11. 虐待の防止	7
12. ハラスメントの防止	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人相扶会
- (2) 法人所在地 広島県庄原市尾引町 263 番地 2
- (3) 電話番号 0 8 2 4 - 7 4 - 0 5 3 0
- (4) 代表者氏名 理事長 尾野 素子
- (5) 設立年月 昭和 3 9 年 9 月

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防支援事業所
- (2) 事業の目的 居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 第二相扶の郷居宅介護支援事業所  
平成 1 5 年 4 月 1 日指定
- (4) 事業所の所在地 広島県庄原市板橋町 7 3 番地の 6
- (5) 電話番号 0 8 2 4 - 7 5 - 0 8 8 0
- (6) 管理者氏名 新丸 高弘
- (7) 運営方針

事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

また、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

- (8) 開設年月 平成 1 5 年 4 月 1 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 庄原市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～金曜日 ただし、土曜日及び 8 月 14 日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
営業時間	8 時 00 分～17 時 00 分

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者兼介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名

(不在時は併設事業所の相談員等が対応を行います。)

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

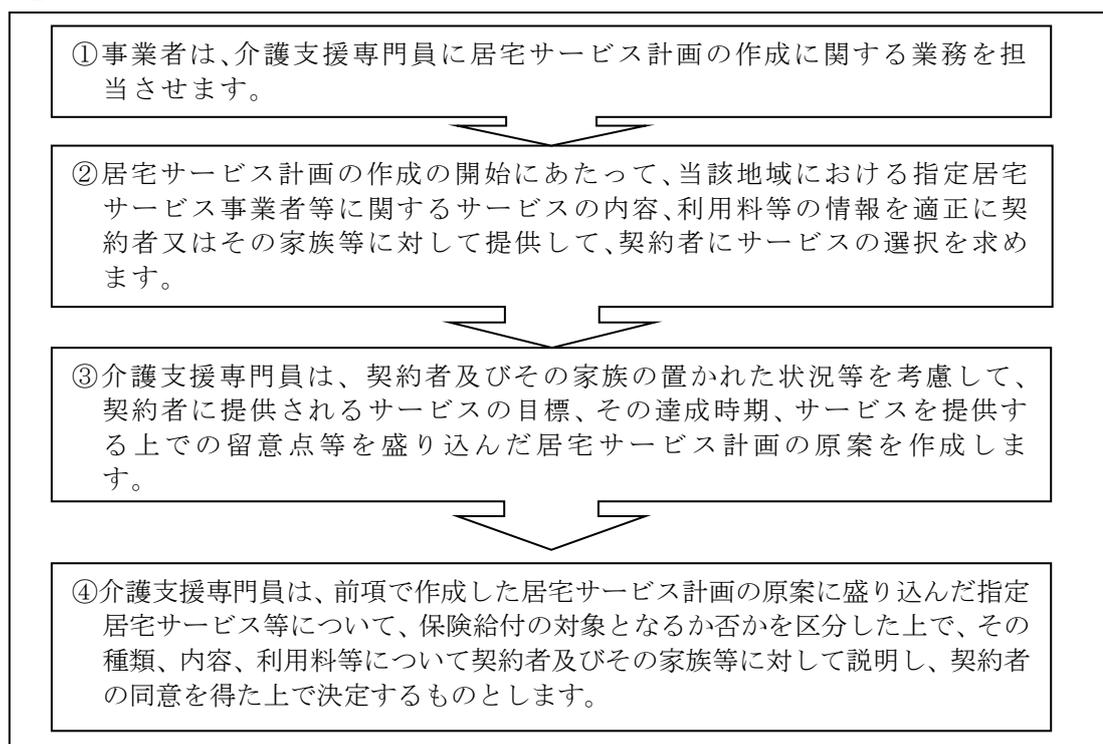
##### (1) サービスの内容と利用料金 (契約書第3~6条、第8条参照) \*

###### 〈サービスの内容〉

###### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成し交付します。

###### 〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## ⑤特定相談支援事業所（相談支援専門員）、障害福祉サービスとの連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等、必要が認められる場合は、介護支援専門員は、障害福祉制度の相談支援専門員やサービス担当者との連携に努めます。

## ⑥サービス担当者会議

居宅サービス計画作成・変更時等に開催されるサービス担当者について、利用者またはご家族から同意を得られる場合は、テレビ電話機器（タブレット・パソコン等）を活用しての会議をご提案する場合があります。

### ＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。※以下の表は全額保険から支払われます。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

■基本部分	◎介護予防支援費（1か月あたり）	4,720円
■加算等	◎初回加算（新規に作成して提供した場合）	3,000円

### （2）交通費

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者を訪問する場合は、通常の事業実施地域を越えた時点から路程1キロメートルあたり30円を徴収する。

### （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）及び（2）の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに現金でお支払下さい。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### （1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### （2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者兼介護支援専門員 新丸 高弘

○受付時間 毎週日曜日～金曜日 8：00～17：00 ※土曜日、盆正月を除く。

○電話番号 0824-75-0880

### （2）行政機関その他苦情受付機関

社会福祉法人相扶会 本部事務局	所在地 庄原市尾引町263-2 電話番号 0824-74-0530 受付時間 8：30～17：30
庄原市役所高齢者福祉課 介護保険係	所在地 庄原市中本町1-10-1 電話番号 0824-73-1167 受付時間 8：30～17：15
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8：30～17：15

市役所、国保連については、土日祝祭日、12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日を除く。

## 8. 緊急時・事故発生時の対応について

- （1）事業所の提供するサービスにより事故が発生した場合、他利用者の容体の変化・急変があった場合は速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて、市（保険者）、サービス事業者、家族等に連絡を行います。
- （2）サービスの提供に当たって、万一の事故発生に備えて事業所において損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- （3）事業所の提供するサービスにより事故が生じた際の原因解明と事故の再発防止及び事故の未然防止を図る為、事故の記録を作成し、事業所内会議において、事故防止にかかわる検討等を行います。

## 9. 個人情報の保護（秘密保持）

事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約（誓約書）の内容としています。

## 10. 公正中立なケアマネジメントの実施について

- (1) 利用者とその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は公正中立な立場で、事業所を紹介することが関係基準に定められ、ご利用者の自立と自己決定の支援を行う役割を担います。

- (2) また、介護サービス等を、ケアプランに位置付けた理由について、ケアプラン交付時、サービス担当者会議の際に説明することとしていますが、これ以外の時でも、説明が必要な場合は、ていねいに説明を致します。お気軽にご相談下さい。

## 11. 虐待の防止

1. 当事業所は虐待防止の発生またはその再発防止に取り組みます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②虐待の防止のための指針を整備します。

③事業所の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

上記3点について、担当者を置きます。

2. 当事業所はサービス提供中に職員とご利用者のご家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報等報告いたします。

## 12. ハラスメントの防止

介護サービス事業所の職員とご利用者、ご家族のいずれの関係においても「ハラスメント」があってはなりません。対人援助職として倫理的な対応ができることを基本理念として、以下、ハラスメントを防止するための体制づくりを行います。

①ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有

②報告・相談しやすい窓口の設置

③介護保険サービス等の基準と業務範囲等の理解と統一的な対応

④現状把握と計画・実行を継続的に行い改善していくこと。

ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

例) 暴力又は乱暴な言動・物を投げつける・怒鳴る、職員の体を触るなど行為等はこれに該当します。

・これらの行為（ハラスメント）が認められる場合、サービス提供は継続できません。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡された場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立（非該当）・要支援 1・2 と判定された場合。※要支援 1・2 の認定を受けた場合は、地域包括支援センターが介護予防サービス計画を立案し、相談等を担当します。
- ③ご契約者が介護保険施設に入所された場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|--|

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|

令和 年 月 日

介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

第二相扶の郷居宅介護支援事業所

説明者職名 氏名

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

(代理人の説明を受ける場合)

代理人住所

代理人氏名

